



# Public Information



毎月1日発行

〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1  
 ☎(0564)62-1111  
 FAX(0564)63-5139  
 幸田町ホームページ☑<http://www.town.kota.aichi.jp>  
 Eメール☑[kota@town.kota.lg.jp](mailto:kota@town.kota.lg.jp)

発行☑幸田町 編集☑総務部企画情報課

## 審議会等委員の公募について

幸田町では、法令や条例に基づく各種審議会等の委員の一部のかたを公募により募集しています。幅広い意見を集約し、開かれた町政を目指していくため、たくさんのかたに応募いただきたいと思います。

### 1. 委員を公募する審議会等名称および募集内容

審議会等の名称	募集人数	任期	内 容	担当窓口 問合せ
総合計画審議会	3人	1年	将来のまちづくりに関する審議など	企画情報課企画係 内線 3 2 1
都市計画審議会	2人	1年	町の都市計画に関して必要な事項についての調査および審議	都市計画課都市計画係 内線 2 4 2
環境審議会	3人	2年	環境保全に関して基本的事項を調査および審議	保健環境課管理係 内線 1 8 2
健康づくり推進協議会	3人	2年	健康づくり推進事業に関することの協議	保健環境課健康係 内線 1 8 4
学校給食運営委員会	2人	2年	給食センターの適正かつ円滑な運営	学校教育課学校教育係 内線 4 2 2
教育施設整備事業審議会	3人	2年	教育施設整備の計画および実施推進	学校教育課庶務係 内線 4 2 1
青少年問題協議会	2人	2年	青少年の育成、保護など総合的施策についての調査および審議	生涯学習課生涯学習係 内線 4 1 3
社会教育委員会	2人	2年	社会教育に関し教育長を経て教育委員に助言	生涯学習課生涯学習係 内線 4 1 3

### 2. 応募要領

- (1)資 格 町内在住で選挙権を有する20歳以上のかた。(平成17年4月1日現在)  
ただし、各種審議会などの設置趣旨に反する、特別に行政との利害関係にあるかたは除きます。
- (2)方 法 応募する審議会名を明記の上、審議会への参画を希望される理由を、200字程度のレポート(様式に指定はありません)にまとめ、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入の上、下記の申し込み先へ郵送(締切日消印有効)・FAX・Eメールあるいは持参のいずれかの方法で提出してください。
- (3)締 切 平成17年4月25日(月) 午後5時まで
- (4)決定方法 応募いただいたかたについては、町の定める選考基準に基づき、選考会において審査の上決定します。
- (5)そのほか 詳しい内容につきましては、各審議会担当窓口へお問い合わせください。
- (6)申 込 み 〒444-0192 幸田町役場 総務部総務課安全対策室  
☎63-5133 FAX63-5139 Eメールsoumu@town.kota.lg.jp